

2023年8月17日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区新橋一丁目18番1号
日本リート投資法人
代表者名 執行役員 杉田俊夫
(コード番号:3296)

資産運用会社名
SBIリートアドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩佐泰志
問合せ先 財務企画本部
業務企画部長 石井崇弘
(TEL:03-5501-0080)

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

日本リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2023年9月22日に開催する本投資法人の第9回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 投資主の皆様の公告閲覧の利便性向上及び手続の合理化を図るため、本投資法人の公告方法を電子公告に変更し、あわせて事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものです(現行規約第4条関連)。
- (2) 投資主総会参考書類等の電子提供制度を導入する投信法の改正が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人の規約には、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を追加するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を追加するものです(変更案第9条第4項及び第5項関連)。
- (3) 本投資法人の運用体制に重大な影響を与え、投資主の利益に重大な影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投信法第93条第1項及び現行規約第15条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです(変更案第15条第3項関連)。
- (4) 金融の領域において強みを有するメインスポンサーによるスポンサーサポートをより活用するとともに、本投資法人のより多様な投資を確保し、もって投資主価値の向上につなげるため、本投資法人の資産運用の対象及び方針について、以下の3点の変更を実施すべく、所要の変更をするものです(現行規約別紙1-2.及び3.関連)。
 - ① 現状のオフィス、住宅及び商業施設の用に供される不動産等を主たる投資対象とする投資方針を継続しつつも、その他の用に供される不動産等についても投資できるものとする。
 - ② 資産運用の対象とする特定資産の種類に不動産関連ローン等資産を追加し、また、不動産対応証券又は不動産関連ローン等資産に対しても投資できることを明確化する。
 - ③ 商業施設及びその他の用に供される不動産等について、投資対象地域を三大都市圏及び政令指定都市を含む全国の主要都市並びにそれらの周辺部に所在するものとする。

- (5) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです(現行規約別紙2 1.(3)及び(6)関連)。
- (6) その他、字句の修正及び条項数の整理等を行うものです。

規約変更の詳細については、添付の「第9回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

2. 役員を選任について

執行役員杉田俊夫、監督役員島田康弘及び矢作大の任期満了に伴い、2023年10月1日付で執行役員1名及び監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名及び補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

- (1) 執行役員候補者
岩佐 泰志
- (2) 補欠執行役員候補者
泉 典孝
- (3) 監督役員候補者
島田 康弘
矢作 大
- (4) 補欠監督役員候補者
森下 寿光

各候補者の略歴及び重要な兼職の状況については、添付の「第9回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

3. 日程

- | | |
|------------|-------------------|
| 2023年8月17日 | 投資主総会提出議案承認の役員会 |
| 2023年8月31日 | 投資主総会招集ご通知の発送(予定) |
| 2023年9月22日 | 投資主総会開催(予定) |

以上

【添付資料】

第9回投資主総会招集ご通知

※本投資法人のホームページアドレス:<https://www.nippon-reit.com/>

(証券コード：3296)
(発信日) 2023年8月31日
(電子提供措置の開始日) 2023年8月18日

投 資 主 各 位

東京都港区新橋一丁目18番1号
日本リート投資法人
執行役員 杉田 俊夫

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、2023年9月21日（木曜日）午後5時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトにて「第9回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.nippon-reit.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コード（3296）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋 5階

※末尾の「第9回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。

※近隣には「ベルサール八重洲」もございますので、ご来場の際にはお間違えのないようにご注意ください。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監督役員1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるSBIリートアドバイザーズ株式会社による「資産運用報告会」を実施する予定です。なお、本投資法人の2023年6月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.nippon-reit.com/>) にてご覧いただくことができます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
 - ◎ ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示を示されない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - ◎ 電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証のウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資主の皆様の公告閲覧の利便性向上及び手続の合理化を図るため、本投資法人の公告方法を電子公告に変更し、あわせて事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものです（現行規約第4条関連）。
- (2) 投資主総会参考書類等の電子提供制度を導入する投信法の改正が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人の規約には、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を追加するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を追加するものです（変更案第9条第4項及び第5項関連）。
- (3) 本投資法人の運用体制に重大な影響を与え、投資主の利益に重大な影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投信法第93条第1項及び現行規約第15条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（変更案第15条第3項関連）。
- (4) 金融の領域において強みを有するメインスポンサーによるスポンサーサポートをより活用するとともに、本投資法人のより多様な投資を確保し、もって投資主価値の向上につなげるため、本投資法人の資産運用の対象及び方針について、以下の3点の変更を実施すべく、所要の変更をするものです（現行規約別紙1 2.及び3.関連）。
 - ① 現状のオフィス、住宅及び商業施設の用に供される不動産等を主たる投資対象とする投資方針を継続しつつも、その他の用に供される不動産等についても投資できるものとする。
 - ② 資産運用の対象とする特定資産の種類に不動産関連ローン等資産を追加し、また、不動産対応証券又は不動産関連ローン等資産に対しても投資できることを明確化する。
 - ③ 商業施設及びその他の用に供される不動産等について、投資対象地域を三大都市圏及び政令指定都市を含む全国の主要都市並びにそれらの周辺部に所在するものとする。
- (5) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（現行規約別紙2 1.(3)及び(6)関連）。
- (6) その他、字句の修正及び条項数の整理等を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を下記変更案のとおり変更するものです。

(変更箇所は下線の部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第9条（招集及び開催） 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. （記載省略） （新設） （新設）</p>	<p>第9条（招集及び開催） 1. （現行のとおり） 2. （現行のとおり） 3. （現行のとおり） 4. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 5. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条（みなし賛成） 1. （記載省略） 2. （記載省略） （新設）</p>	<p>第15条（みなし賛成） 1. （現行のとおり） 2. （現行のとおり） 3. <u>前二項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（ただし、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約に関する同意）、又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）の議案の決議には適用しない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別 紙 1 資産運用の対象及び方針</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 投資態度</p> <p>(1) 本投資法人は、オフィス、住宅及び商業施設の用に供される不動産等（下記3. (1)に定義する。）を主たる投資対象とする。</p> <p>(2) 本投資法人の主たる投資対象地域は、それぞれ、オフィスについては都心6区（千代田区、中央区、港区、渋谷区、新宿区及び品川区をいう。）と、住宅については三大都市圏（東京経済圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいう。）、大阪経済圏（大阪府、京都府及び兵庫県をいう。）及び名古屋経済圏（愛知県、岐阜県及び三重県をいう。））と、商業施設については三大都市圏及び政令指定都市を含む全国の主要都市とする。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>3. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p>	<p>別 紙 1 資産運用の対象及び方針</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 投資態度</p> <p>(1) 本投資法人は、オフィス、住宅及び商業施設の用に供される不動産等（下記3. (1)に定義する。<u>以下同じ。</u>）を主たる投資対象とするが、<u>その他の用に供される不動産等にも投資を行う。また、本投資法人は、不動産対応証券（下記3. (2)に定義する。）又は不動産関連ローン等資産（下記3. (3)に定義する。）に対しても、投資を行うことができる。</u></p> <p>(2) 本投資法人の主たる投資対象地域は、それぞれ、オフィスについては都心6区（千代田区、中央区、港区、渋谷区、新宿区及び品川区をいう。）と、住宅については三大都市圏（東京経済圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいう。）、大阪経済圏（大阪府、京都府及び兵庫県をいう。）及び名古屋経済圏（愛知県、岐阜県及び三重県をいう。））と、商業施設及びその他については三大都市圏及び政令指定都市を含む全国の主要都市<u>並びにそれらの周辺部</u>とする。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>3. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に定める特定資産のほか、次に掲げるその他の特定資産に投資することができる</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>④ (記載省略)</p> <p>⑤ (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 有価証券(上記(1)④、(2)並びに③から⑤まで及び下記⑩を除く。)</p> <p>⑦ デリバティブ取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。))に定めるものをいう。)</p> <p>⑧ 金銭債権(投信法施行令に定めるものをいう。)</p>	<p>(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に定める特定資産のほか、次に掲げるその他の特定資産に投資することができる。</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ (現行のとおり)</p> <p>⑤ (現行のとおり)</p> <p>⑥ <u>不動産等又は上記(2)①若しくは③に掲げる資産に投資することを目的とする特定目的会社(資産流動化法に定めるものをいう。)、特別目的会社その他これらに類する形態の法人等に対する貸付債権等の金銭債権(以下「不動産関連ローン等金銭債権」という。)</u></p> <p>⑦ <u>不動産関連ローン等金銭債権に投資することを目的とする合同会社が発行する社債券</u></p> <p>⑧ <u>不動産関連ローン等金銭債権を信託する信託の受益権(以下、上記⑥から本⑧までに掲げる資産を総称して「不動産関連ローン等資産」という。)</u></p> <p>⑨ 有価証券(上記(1)④、(2)並びに③から⑤まで、⑦、⑧及び下記⑩を除く。)</p> <p>⑩ デリバティブ取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。))に定めるものをいう。)</p> <p>⑪ 金銭債権(投信法施行令に定めるものをいい、上記⑥を除く。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑨ 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>⑩ 信託財産を上記①から⑨までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(4)（記載省略）</p> <p>4. 投資制限</p> <p>(1) 本投資法人は、上記3.(3)⑥に掲げる有価証券及び同⑧に掲げる金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p> <p>(2) 本投資法人は、上記3.(3)⑦に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(3)（記載省略）</p> <p>(4)（記載省略）</p> <p>(5)（記載省略）</p> <p>5.（記載省略）</p>	<p>⑫ 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>⑬ 信託財産を上記①から⑫までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(4)（現行のとおり）</p> <p>4. 投資制限</p> <p>(1) 本投資法人は、上記3.(3)⑨に掲げる有価証券及び同⑪に掲げる金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p> <p>(2) 本投資法人は、上記3.(3)⑩に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(3)（現行のとおり）</p> <p>(4)（現行のとおり）</p> <p>(5)（現行のとおり）</p> <p>5.（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別 紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、原則として運用資産の種類ごとに以下のとおり定める。</p> <p>(1)（記載省略） (2)（記載省略） (3) 有価証券（第31条、別紙1 3.(2)④、⑤、⑥及び⑦並びに(3)⑥に定めるもの）</p> <p>①金融商品取引所に上場されている有価証券 <u>金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価格により評価する。</u></p> <p>②上記以外の有価証券 <u>金融商品取引業者等から気配相場が提示されている場合には、当該気配相場で評価することを原則とする。気配相場が提示されていない場合には、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって評価することを原則とする。</u></p>	<p>別 紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、原則として運用資産の種類ごとに以下のとおり定める。</p> <p>(1)（現行のとおり） (2)（現行のとおり） (3) 有価証券（第31条、別紙1 3.(2)④、⑤、⑥及び⑦並びに(3)⑦、⑧及び⑨に定めるもの）</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合は、取得原価をもって評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 金銭債権（第31条、別紙1 3.(3)⑧に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(5) 金銭の信託の受益権（第31条、別紙1 3.(2)①及び③並びに(3)⑤及び⑩に定めるもの） （記載省略）</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利（第31条、別紙1 3.(3)⑦に定めるもの） <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、取引所金融商品市場の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価額とする。基準日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額とする。金融商品取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を査定することが極めて困難と認められる取引については、取得価額をもって評価する。一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(7)（記載省略）</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>(4) 金銭債権（第31条、別紙1 3.(3)⑥及び⑩に定めるもの） （現行のとおり）</p> <p>(5) 金銭の信託の受益権（第31条、別紙1 3.(2)①及び③並びに(3)⑤及び⑬に定めるもの） （現行のとおり）</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利（第31条、別紙1 3.(3)⑩に定めるもの） <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(7)（現行のとおり）</p> <p>2.（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 資産の評価の基準日は、原則として規約第34条に定める決算期とする。ただし、第31条、別紙1 3.(3)⑦及び⑧に定める資産であつて、市場価格に基づく価額で評価することができる資産については、毎月末日とする。</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>3. 資産の評価の基準日は、原則として規約第34条に定める決算期とする。ただし、第31条、別紙1 3.(3)⑩及び⑪に定める資産であつて、市場価格に基づく価額で評価することができる資産については、毎月末日とする。</p> <p>4. (現行のとおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員杉田俊夫は、2023年9月30日をもって任期満了となりますので、2023年10月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項本文の規定により、2023年10月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2023年8月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
いわ さ やす し 岩 佐 泰 志 (1968年2月8日生)	1991年4月	東急不動産株式会社	0口
	2000年5月	大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社 (現 大和証券株式会社)	
		ストラクチャード・ファイナンス部	
	2005年4月	パシフィックマネジメント株式会社	
		ファンド企画部 ゼネラルマネージャー	
	2007年6月	パシフィック・インベストメント・パートナーズ株式会社 (現 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社)	
		投資企画部 ゼネラルマネージャー (出向)	
	2007年10月	同社 取締役兼投資企画部 ゼネラルマネージャー (出向)	
	2009年3月	パシフィックインベストメント株式会社 (現 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社) 取締役兼投資運用部 ゼネラルマネージャー (転籍)	
2009年7月	クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 投資運用部 ディレクター CIO		
2013年12月	双日リートアドバイザーズ株式会社 (現 SBI リートアドバイザーズ株式会社) 取締役兼投資運用本部長 (出向)		
2015年3月	同社 取締役 (非常勤)		
	クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 ディレクター		

	2015年10月	株式会社S.O.W.アセットマネジメント（現 関電アセットマネジメント株式会社） 開発営業部 マネージングディレクター	
	2016年 8 月	同社 AM業務部 マネージングディレクター	
	2017年 4 月	同社 取締役	
	2023年 6 月	同社 顧問 SBIリートアドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現任）	

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるSBIリートアドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。
- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年10月1日付で新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する2025年9月30日までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案は、2023年8月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員の候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
いずみのりたか 泉典孝 (1968年3月26日生)	1990年4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）	0口
	1998年11月	株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）市場金融部	
	2001年1月	KPMG LLP ニューヨーク事務所（出向）	
	2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）不動産ファイナンス営業部	
	2002年7月	日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社（現 シティグループ証券株式会社）債券本部セキュリティイゼーション部	
	2003年6月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）フィナンシャルマーケットグループ	
	2007年5月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）FMG事業部 パートナー	
	2010年7月	有限責任あずさ監査法人 金融事業部 パートナー	
	2014年1月	京阪電鉄不動産株式会社	
	2014年4月	京阪アセットマネジメント株式会社 代表取締役専務	
	2015年9月	同社 代表取締役社長	
	2017年7月	同社 専務取締役	
	2018年4月	株式会社福屋ホールディングス エグゼクティブアドバイザー兼社長補佐	
2019年1月	同社 常務取締役		

	2020年 4月	株式会社福屋不動産販売 取締役（非常勤） 株式会社福屋アセットマネジメント 取締役 （非常勤）	
	2023年 4月	株式会社SBI証券 人事部 SBIリートアドバイザーズ株式会社 財務企画本 部顧問（出向）	
	2023年 6月	同社 取締役副社長兼財務企画本部長（出向） （現任）	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるSBIリートアドバイザーズ株式会社の取締役副社長兼財務企画本部長です。
- ・ 上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員島田康弘及び矢作大は、2023年9月30日をもって任期満了となりますので、2023年10月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第2項本文の規定により、2023年10月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	しま だ やす ひろ 島田 康弘 (1970年3月24日生)	1995年4月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社） 資金為替事務部兼不動産鑑定部 1996年11月 同社 マーケット営業部 1998年7月 同社 人事部 2001年6月 みずほ信託銀行株式会社 不動産投資顧問部 2007年11月 最高裁判所司法修習生 2009年1月 TMI総合法律事務所 弁護士 2010年9月 本投資法人 監督役員（現任） 2010年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 2021年5月 燕総合法律事務所 パートナー弁護士 （現任）	0口
2	や はぎ ひさし 矢作 大 (1977年1月27日生)	2003年7月 宇佐美一雄税理士事務所 2004年11月 霞ヶ関国際会計事務所 2010年6月 虎ノ門パートナーズ 設立 代表（現任） 2010年9月 本投資法人 監督役員（現任）	0口

- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に引き続き含まれることとなります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員森下寿光の選任に係る決議は、2023年9月30日をもって効力を失うことから、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年10月1日付で新たに補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第3項の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する2025年9月30日までとします。

なお、補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員の候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
もりしたとしみつ 森下 寿光 (1982年2月17日生)	2007年12月 2008年12月	最高裁判所司法修習生 日本橋フォーラム綜合法律事務所弁護士 (現任)	0口
	2015年9月	第二東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員 (現任)	
	2021年4月	東京地方裁判所鑑定委員 (借地非訟) (現任)	

- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案に該当しません。

以上

第9回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋 5階
電話：03-3510-9236



J R 「東京駅」八重洲北口徒歩6分

地下鉄 東京メトロ「日本橋駅」B6番出口直結 「三越前駅」B6出口徒歩3分

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。